

3年度 公文書開示状況（7月決定分） 東京都固定資産評価審査委員会

様式2-2

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	存在応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
1	R3.6.18	R3.7.2	<p>東京地方裁判所固定資産評価審査申出棄却決定取消請求事件の判決正本（口頭弁論終結日 令和3年4月21日）。</p> <p>ただし、以下を除く。</p> <p>1 特定の個人・法人・団体の氏名、名称及び住所並びにこれらを特定できる情報</p> <p>2 納税者の保有する不動産等の所在地、家屋番号、建物番号及び納税通知書番号等特定の個人・法人・団体を識別できる税務情報</p> <p>3 本税額、滞納税額、延滞金額、差押財産の内容等特定の個人・法人・団体を識別することはできなくても、公にすることにより、なお当該個人等の権利利益を害するおそれがある税務情報</p>	25		1													<p>(7条2号)</p> <p>当該事項（不動産査定価格等）は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができること又は個人の所有する財産情報及び他の情報と照合することにより当該情報が特定されることから、これらを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>(7条6号)</p> <p>税務調査等において収集したこれらの情報は、公にすることにより、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務に支障をきたすおそれがあるため。</p>	東京都固定資産評価審査委員会
2	R3.6.28	R3.7.6	平成24年度に提起された審査の申出のうち、家屋で認容となった案件の決定書及び理由書																当該公文書は5年保存の公文書であるため、既に廃棄済みであり、現在は存在しない。	東京都固定資産評価審査委員会